

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (収入補填タイプ)のご案内

収入補填タイプとは？

生産者等が、天候その他の事由で見込んでいた収入が得られなかった場合に、補填を受けられる仕組みです。

平成26年度の公募について

公募期間：平成26年1月20日(月)～2月28日(金)

対象となる契約：取引の開始日が4月1日以降の契約

※ 応募時点では、契約を締結している必要はありません。

本事業は、農林水産省が平成26年度予算により措置を行うものであり、予算成立及び関係要領等の改正により、事業内容に変更が生じる可能性があります。



独立行政法人 農畜産業振興機構

I. 収入補填タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② 農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。
※平成25年度に応募者と申込品目の取引があった者に限ります。

5 補助限度額

- ① 対象品目の生産者 500万円
- ② ①以外の者 1,000万円

※補助限度額の範囲内で応募いただきます。

6 積立金

- ① 積立金を積むための口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て
※交付金は、対象出荷期間中の積立金の残高が限度額となります。
※積立金は掛け捨てではなく、対象出荷期間終了後に払い出しが可能です。
- ③ 積立金は、予定収入に積立率を乗じた金額となります。
- ④ 積立率は、20%、15%、10%、5%から選択できます。

7 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約で、他の野菜関係事業に重複して申し込むことはできません。

II. 収入補填タイプの仕組み

交付金交付のイメージ（例）

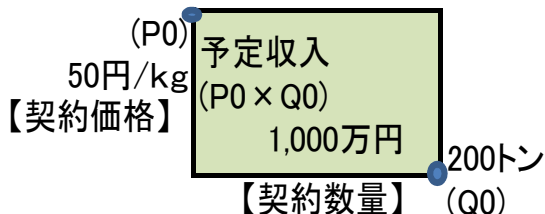
契約時

【 実需者等との契約内容 】

契約価格 (P0)	50円/kg
契約数量 (Q0)	200トン
契約期間	7月～10月
予定収入 (P0×Q0)	1,000万円

事業実施主体が積み立てる積立金額
(積立率20%の場合)
= 予定収入 × 積立率
= 200,000kg × 50円 × 20%
= 200万円

事業実施主体が加入時に積み立てた
200万円と同額の200万円を上限として、
交付金を交付します。



補てん時

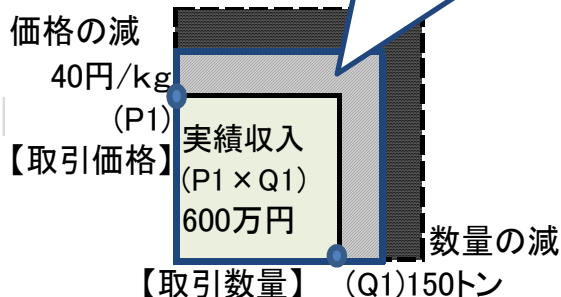
【 実需者等との取引結果 】

取引価格 (P1)	40円/kg
取引数量 (Q1)	150トン
契約期間	7月～10月
実績収入 (P1×Q1)	600万円

交付金の対象となる収入減少分
= 予定収入 × 90% - 実績収入
= 900万円 - 600万円
= 300万円

300万円に補助率(1/2)を乗じた150万円が
機構からの交付金の交付額となります。

予定収入の90%を下回った部分が交付金の交
付対象となる収入減少分です。



価格・数量についての制限

補助金の適切かつ効率的な活用の観点から、交付対象となる価格及び数量には次のように制限を設けています。

- 1 交付金の交付対象となる契約価格及び契約数量は、契約相手の実需者等との間における契約期間の過去3年のそれぞれの年の加重平均価格及び取引数量の最高値等が上限となります。
- 2 交付金の額の算定について
 - ① 交付金の交付対象となる価格は、契約価格から契約開始時の市場価格と契約期間中の市場価格との差額を減じた価格が限度となります。
 - ② 交付金の交付対象となる数量は、
 - ・ 不作時は、地域の不作度合に相当する数量が限度となります。
 - ・ 豊作時は、機構が市場入荷量により豊作と判断した場合に限ることとし、契約数量の減少は2割までが限度となります。

Ⅲ. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類・・・契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

応募書類の内容を審査し、事業実施主体候補者を決定します。

審査結果については、事業実施候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知します。

契約の締結 積立金の積立

事業実施主体候補者として決定した方は、書面により対象契約に係る実需者等と対象品目に係る契約を締結します(口頭契約の場合は、機構が定める契約内容確認書を作成)。また、専用口座を開設し、積立金を積み立てます。

交付申請書の 提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に申込区分ごとに交付申請をします。

契約取引の 実施

契約取引を開始したら、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は厳重に保管してください。

実績報告 (精算払請求)

最終代金決済日から1か月後までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜業務部 直接契約課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9817

FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (出荷促進タイプ)のご案内

出荷促進タイプとは？

生産者等が、卸売市場で契約取引と同じ品目の野菜の価格が高騰している場合に、契約に沿って出荷した時に、補填を受けられる仕組みです。

平成26年度の公募について

公募期間：平成26年1月20日(月)～2月28日(金)

対象となる契約：取引の開始日が4月1日以降の契約

※ 応募時点では、契約を締結している必要はありません。

本事業は、農林水産省が平成26年度予算により措置を行うものであり、予算成立及び関係要領等の改正により、事業内容に変更が生じる可能性があります。



独立行政法人 農畜産業振興機構

I. 出荷促進タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② 農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

- ① 実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成
- ② 契約価格は、卸売市場の平均価格を上回らないものに限ります。

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。
※平成25年度に応募者と申込品目の取引があった者に限ります。

5 補助限度額

- | | |
|------------|---------|
| ① 対象品目の生産者 | 500万円 |
| ② ①以外の者 | 1,000万円 |

※補助限度額の範囲内で応募いただきます。

6 積立金

- ① 積立金を積むための口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※交付金は、対象出荷期間中の積立金の残高が限度額となります。

※積立金は掛け捨てではなく、対象出荷期間終了後に払い出しが可能です。

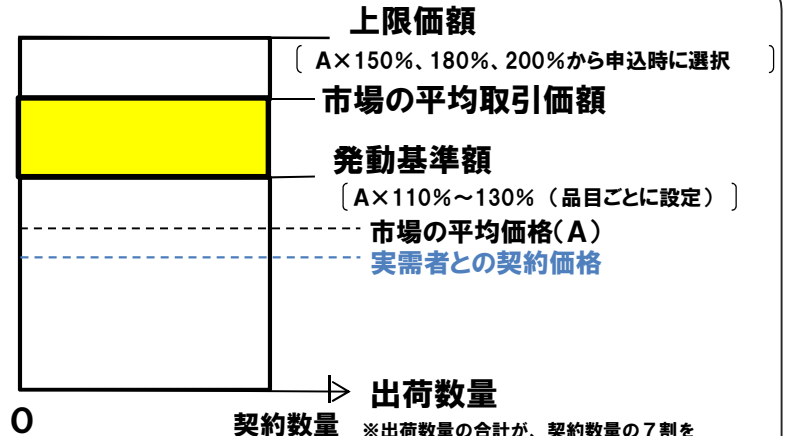
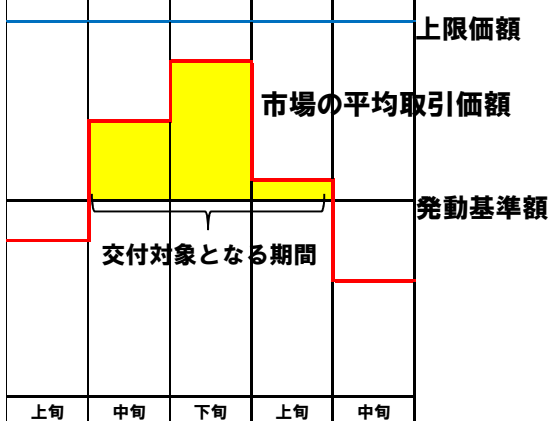
7 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、他の野菜関係事業に重複して申し込むことはできません。

II. 出荷促進タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を上回った場合に、契約に沿って出荷した数量に応じて、**市場の平均取引価額と発動基準額との差額の一部を交付。**

仕組みのイメージ(例)



出荷数量に応じて、市場の平均取引価額(高騰時)と発動基準額との差を補填

※出荷数量の合計が、契約数量の7割を下回る場合は、交付金が交付されません。

交付金交付のイメージ(例)

積立金額

【事業の応募内容】

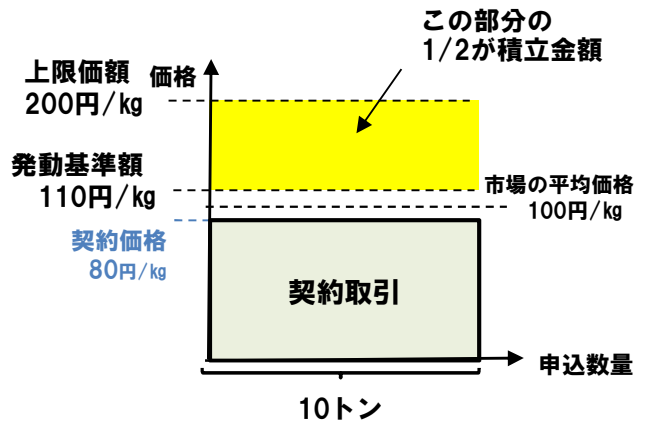
契約価格 80円/kg
契約数量 10トン
申込数量 10トン

事業実施主体が積み立てる積立金額
(上限価額200%の場合)

$$= \text{申込数量} \times (\text{上限価額} - \text{発動基準額}) \div 2$$

$$= 10\text{トン} \times (200\text{円} - 110\text{円}) \div 2$$

$$= 45\text{万円}$$



交付金額

契約に沿った出荷を行ったときに、下記のような補てんが受けられます。

【実需者等との取引結果】

出荷数量 10トン

機構からの交付金額

$$= \text{交付対象取引数量} \times (\text{平均取引価額} - \text{発動基準額}) \div 2$$

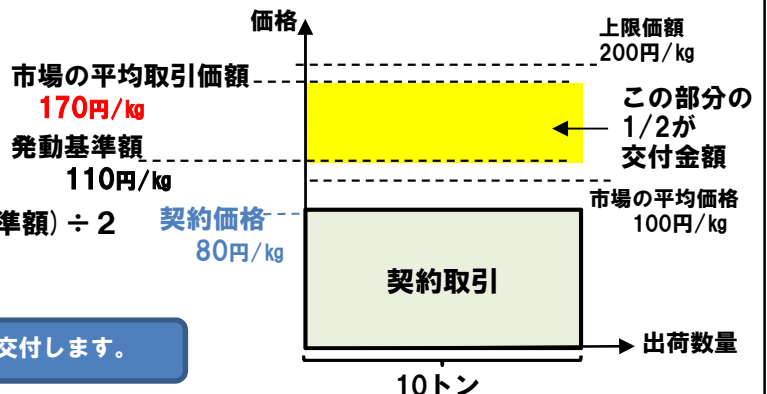
$$= 10\text{トン} \times (170\text{円} - 110\text{円}) \div 2$$

$$= 10\text{トン} \times 60\text{円} \div 2$$

$$= 60\text{万} \div 2$$

$$= 30\text{万円}$$

機構から30万円の交付金を交付します。



Ⅲ. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類・・・契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

応募書類の内容を審査し、事業実施主体候補者を決定します。

審査結果については、事業実施候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知します。

契約の締結 積立金の積立

事業実施主体候補者として決定した方は、書面により対象契約に係る実需者等と対象品目に係る契約を締結します(口頭契約の場合は、機構が定める契約内容確認書を作成)。また、専用口座を開設し、積立金を積み立てます。

交付申請書の 提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に申込区分ごとに交付申請をします。

契約取引の 実施

契約取引を開始したら、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は厳重に保管してください。

実績報告 (精算払請求)

対象出荷期間終了日から1か月後までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜業務部 直接契約課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9817

FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (数量確保タイプ)のご案内

数量確保タイプとは？

中間事業者が、不作の場合に、契約数量を確保するために契約取引と同じ品目の野菜を市場調達等した時に、補填を受けられる仕組みです。

平成26年度の公募について

公募期間：平成26年1月20日(月)～2月28日(金)

対象となる契約：取引の開始日が4月1日以降の契約

※ 応募時点では、契約を締結している必要はありません。

本事業は、農林水産省が平成26年度予算により措置を行うものであり、予算成立及び関係要領等の改正により、事業内容に変更が生じる可能性があります。



独立行政法人 農畜産業振興機構

I. 数量確保タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）
※カットやパッキング等加工度合が低いものも対象となります。

2 対象者（事業実施主体）

中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

3 対象となる契約取引

実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。
※平成25年度に応募者と申込品目の取引があった者に限ります。

5 生産者からの仕入計画

- ① 対象品目に係る仕入計画書を作成し、生産者等と合意
- ② 仕入計画書には、仕入予定の数量・価格を記載

6 補助限度額

1,000万円 ※補助限度額の範囲内で応募いただきます。

7 積立金

- ① 積立金を積むための口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※交付金は、対象出荷期間中の積立金の残高が限度額となります。

※積立金は掛け捨てではなく、対象出荷期間終了後に払い出しが可能です。

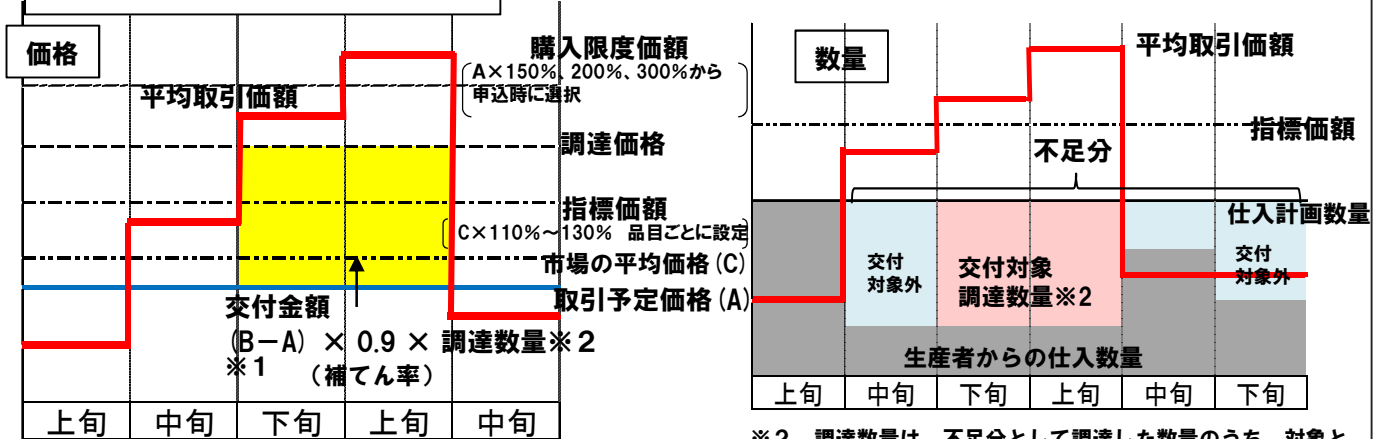
8 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、他の野菜関係事業に重複して申し込むことはできません。

II. 数量確保タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、**調達価格と取引予定価格との差額 (= 掛増し経費)**の一部を交付。

仕組みのイメージ(例)



※1 Bの価格は、調達価格、平均取引価額又は購入限度価額うち最も低い価格となります。

※2 調達数量は、不足分として調達した数量のうち、対象となる実需者等へ仕向けた部分です(生産者等からの仕入の減少部分を限度)。

交付金交付のイメージ(例)

積立金額

【事業の応募内容】

取引予定価格 80円/kg
仕入計画数量 100トン
実需者との契約数量 100トン
申込数量※ 50トン
仕入経費(予定) **800万円**

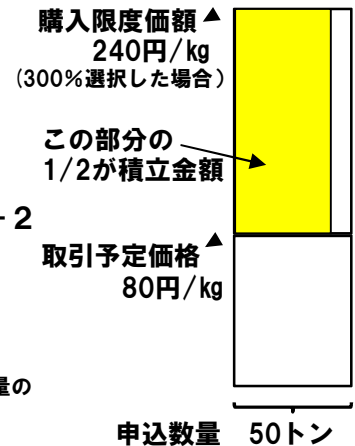
事業実施主体が積み立てる積立金額
(購入限度価額300%の場合)

$$= \text{申込数量} \times (\text{購入限度価額} - \text{取引予定価格}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 50 \text{トン} \times (240 \text{円} - 80 \text{円}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 720 \text{万円} \div 2$$

$$= \mathbf{360 \text{万円}}$$



※ 申込数量は、実需者との契約数量又は仕入計画数量(過去3か年における生産者等からの仕入数量の最も大きい数量が上限)のいずれか少ない数量の1/2以内となります。

交付金額

【実需者等との取引結果】

取引予定価格 80円/kg
仕入数量 70トン
調達価格 180円/kg
調達数量 30トン
契約出荷数量 100トン
仕入経費 **1,100万円**

機構からの交付金額

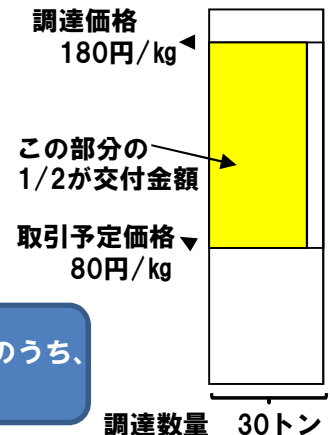
$$= \text{交付対象取引数量(調達数量)} \times (\text{調達価格} - \text{取引予定価格}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 30 \text{トン} \times (180 \text{円} - 80 \text{円}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 30 \text{トン} \times 90 \text{円} \div 2$$

$$= 270 \text{万} \div 2$$

$$= \mathbf{135 \text{万円}}$$



数量確保に要した300万円の掛増し経費のうち、機構から135万円の交付金を交付します。

Ⅲ. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類・・・契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

応募書類の内容を審査し、事業実施主体候補者を決定します。

審査結果については、事業実施候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知します。

契約の締結 仕入計画書の作成 積立金の積立

事業実施主体候補者として決定した方は、書面により対象契約に係る実需者等と対象品目に係る契約を締結する(口頭契約の場合は、機構が定める契約内容確認書を作成)とともに、生産者等からの仕入計画書を作成します。
また、専用口座を開設し、積立金を積み立てます。

交付申請書の 提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に申込区分ごとに交付申請をします。

契約取引の 実施

契約取引を開始したら、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は厳重に保管してください。

実績報告 (精算払請求)

対象出荷期間終了日から1か月後までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜業務部 直接契約課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9817

FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>